

会 議 録

会議の名称	平成 23 年度 第 3 回文化財審議会
開催日時	平成 24 年 2 月 14 日(水) 15 時 00 分～17 時 00 分
開催場所	教育委員会 会議室
出席者	渋谷一夫委員、木藤隆太郎委員、関健二委員、大澤綾委員、水宮恒委員、横山亮英委員 事務局（永瀬生涯学習課長、加藤副課長）
欠席者	山田友昭委員
会議次第	<p>1. 報告</p> <p>(1)入間東部地区文化財保護連絡協議会</p> <p>(2)資料館事業について</p> <p>(3)その他</p> <p>2. 協議</p> <p>(1)入間東部地区文化財保護連絡協議会・歴史と緑の散歩道の改訂について</p> <p>(2)富士見市文化財保存事業費補助金交付要綱の改正について</p> <p>(3)今年度の研究協議について</p> <p>(4)その他</p>
会議資料	<p>①歴史と緑の散歩道 コース図（案）</p> <p>②富士見市文化財保存事業費補助金交付要綱、新旧対照表</p> <p>③富士見市の文化財制度の拡充にむけて（案）</p>
公開・非公開	公開（傍聴人 0 人）
会議録確認	渋谷一夫委員

会議内容

あいさつ（議長）

1月28日の生涯学習関係5委員会に協力いただき感謝する。以前、この時期は2月正月、小正月と言っていたが、こういう風習も忘れられてきている。こうしたものを記録としても伝えていく必要があるように思う。

1. 報告

(1) 入間東部地区文化財保護連絡協議会

事務局：3月1日（木）午後2時から資料館運営・文化財行政研修を行う。参加する場合は連絡をお願いしたい。

(2) 資料館事業について

事務局：水子貝塚資料館で企画展が始まった。難波田城資料館では3月から企画展を開始する。

(3) その他

委員：1月28日の生涯学習関係5委員会において、10分程度ではあるがこれまでの審議会での審議内容を報告した。

2. 協議

(1) 入間東部地区文化財保護連絡協議会・歴史と緑の散歩道の改訂について

事務局：今年度の協議会事業である「歴史と緑の散歩道」改訂（案）を作成した。確認していただきたい。

（委員による確認作業を行い、字句の修正。）

委員：A4であると、以前の印刷物よりも大きくなり見やすくなっている。

委員：市内外のウォーキンググループが、市内を歩いているのをよく聞く。こうしたグループにも見てもらえるような資料としてもらいたい。

委員：資料館友の会から、文化財をめぐる際に説明版が設置されていると便利だとの要望を聞いたことがある。

事務局：指定文化財については説明版を設置しているが、指定以外については設置していない。

委員：予算がかかるもので止むを得ないとは思いますが、実現してもらいたい。

委員：資料に渡戸から勝瀬地区のコースが入っていない。

事務局：資料が不足していた。不足分については、後日委員に送付し確認していただきたい。

委員：作成した資料はどのように周知するのか。

事務局：全て電子データで作成するので、そのデータの使用方法は各市町の判断となっている。富士見市では、平成24年度には市のホームページ上で公開し、市民や市外の方への周知を行っていく。印刷物としては現在は予定していない。

委員：自治体によっては観光課や観光協会があり、文化財マップなどはまちづくりのツールとして使われているが、富士見市の現状はどうか。

事務局：市には観光課・観光協会はないが、地域文化振興課がそうした業務を担当している。

委員：新河岸川舟運を復元したイベントで市長が親書を渡したという記事が南畑公民館だよりにあったが、文化財側も参加したのか。

事務局：承知していなかった。

委員：行政間で横の連絡を十分とってもらいたい。

事務局：資料の不足分送付後、修正があれば事務局まで連絡をお願いしたい。

(2)富士見市指定文化財保存管理補助金の改正について

事務局：平成 22 年度に行われた官と民の連携による公共サービス改革検討委員会で富士見市指定文化財保存管理補助金については、補助金に上限額を設定すべきという意見であった。それに基づいて他の自治体の事例等を調査してきた結果、上限額を設定し要綱を改正することとしたいので審議会の意見を伺いたい。

委員：改正文には、ただし書きを入れているが、これはどういったものを想定しているか。

事務局：原則は上限額 200 万円以内とするが、文化財の場合は唯一無二という性格上、滅失するおそれがある場合は保存修理に高額な費用がかかることも想定される。そうした緊急時の対応としてただし書きを入れた。検討委員会でも、ただし書きを入れてもよいという意見となっている。

委員：文化財の性格上、止むを得ないことはある。上限を設定したことにより保存できなくなるのは避けるべきであり、ただし書きは是非とも必要である。

委員：条文の言い回しはこれでよいのか。

事務局：最終的には、市の法規審査により修正が入ることもある。

委員：市の財政も厳しく、時代情勢上は仕方ない。

事務局：案のとおり要綱改正の事務手続きを進めたい。

(3)今年度の研究協議について

事務局：前回の会議後、議長とは十分に連絡調整できなかったが、建議（案）について一部加筆修正した部分もある。再度確認をお願いする。

(委員による確認作業を行い、字句の修正。)

委員：作成した地図は見やすくなった。

委員：地区によっては、屋号がもう少し存在する可能性がある。時間をいただければ再確認を行いたい。

委員：屋号は、本来の屋号としてとらえられるものと、便宜上わかりやすいものというだけのものがある。そのため 1 軒の家でも 3 個くらいの呼称がある場合もある。つまり特定できればよいという歴史もあるので、複数の呼称がある場合はできるだけ併記したほうがよい。

委員：添付資料の新河岸川の復元については、さらに加筆修正したい。

委員：この復元の年代はいつ頃か。

委員：新河岸川の改修が大正から始まり昭和 6 年に完成しているので、その前後ということになる。

事務局：委員からの再確認のための調査や加筆修正の提案もあることから、もう少し時間をかけることになる。3 月中旬から下旬くらいまでに委員から事務局へ報告をお願いしたい。取りまとめ後に各委員へ資料を送付することでよいか。

委員：確認は、審議会の会議として開催してもらいたい。

(各委員了承)

事務局：会議の日程は、取りまとめ後に調整して連絡する。

(4)その他

なし

